

専門医資格と学位の取得の両立について

○ 専攻医として附属病院等に勤務しながら、大学院で学位を取得することは、専門研修プログラム側の配慮や、大学院設置基準第 14 条(教育方法の特例)の適用等により可能。

1 医学系大学院における専門医養成についての文科省の考え方

- ・ 平成 17 年 9 月 5 日の中教審答申「新時代の大学院教育」において、医療系大学院（博士課程）が養成する人材は、「研究者」あるいは「優れた研究能力等を備えた医療系人材」とされている。
- ・ また、同答申では、「研究遂行上又は職業上必要な資格の取得や、関連学会における認定資格（専門医など）の取得のための講習や研修と、医学・歯学系大学院博士課程における教育とは、本来、趣旨・目的を異にするものであるが、専門分野の資格取得のための本人の負担等を考慮すると、大学院の教育課程の中に当該資格（専門医など）取得に必要な教育内容を取り込む工夫も適当」とされており、文部科学省は専門医資格と学位の取得の両立に肯定的。

2 専門医資格と学位の取得の両立に関する事例

- ・ 医学の博士課程を持つ 80 大学のうち、22 大学のカリキュラムポリシーや学生募集要項等に、「専門医資格が取得可能」「専門医の養成が目的」などの記載がある。（講座単位の記載は除く）

（主な事例）

大学院名	内 容
岡山大学大学院医歯薬学総合研究科（博士課程）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「臨床専門医コース」を設定 ・ 9割以上が社会人大学院生
島根大学大学院医学系研究科（博士課程）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「高度臨床医育成コース」を設定 ・ 認定医、専門医の取得が目的
福島県立医科大学大学院医学研究科（博士課程）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「専門医研修者コース」を設定 ・ 専門医研修を受ける学生が主な対象
順天堂大学大学院医学研究科（博士課程）※14条特例の適用なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「臨床医学者コース」を設定 ・ 学位と専門医資格を取得できる教育
東海大学大学院医学研究科（博士課程）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専攻医研修／大学院コースを設置 ・ 付属病院に専攻医として勤務しながら大学院での修学が可能

- ・ 医学の博士課程を持つ80大学のうち61大学(76.3%)が、社会人が在職のまま大学院に入学しやすい環境を整えるために、博士課程に大学院設置基準14条の特例を適用している。

区分	大学院数	14条特例	適用率
国立	42	38	90.5%
公立	8	4	50.0%
私立	30	19	63.3%
計	80	61	76.3%

- 国立大学は4大学(東京大学、名古屋大学、京都大学、九州大学)を除き、38大学(90.5%)が14条特例を適用
- 静岡社会健康医学大学院大学も14条特例を適用

(参考) 大学院設置基準

(教育方法の特例)

第14条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

3 実現に向けて必要となる対応

- ・ 専門研修指導医であり、研究指導(補助)教員である人材の確保

(仮称) 医科大学院大学準備委員会の進め方(案)

年度	回次	審議事項	基本構想の項目		
			目指す方向性 (基本理念・方針)	・想定する研究分野 ・附属病院	・養成する人材像 ・取得できる学位、入学定員
R3	1 3/29	(仮称) 医科大学院大学について意見交換	—	—	—
R4	2 5/24	目指す方向性(基本理念・基本方針)について意見交換	意見交換	—	—
	3 8/31	・目指す方向性(基本理念・基本方針)〈暫定案〉について意見交換 ・想定する研究分野について意見交換 ・附属病院について意見交換の方向性(確認)	暫定案 意見交換	意見交換 確認	—
	4 11/28	・想定する研究分野〈暫定案〉について意見交換 ・養成する人材像について意見交換 ・取得できる学位、入学定員について意見交換 ・附属病院について意見交換 基本構想(事務局骨子暫定案)の提示	—	暫定案 意見交換	意見交換
	5 1/23	基本構想(事務局骨子案)について審議	事務局骨子案審議		
	6 3/20	基本構想(事務局取りまとめ案)について審議	事務局取りまとめ案審議		
	7	基本構想(最終案)を審議、基本構想を決定	最終案審議、基本構想決定		
R5 以降	—	基本計画の検討・策定			